

議 第 94 号
令和4年12月22日提出

熊本博物館協議会規則の一部改正について

熊本博物館協議会規則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本博物館協議会規則の一部を改正する規則

熊本博物館協議会規則（昭和58年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「意見を求める」を「会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

第4条第2項中「前条第4項」を「前条第3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「会長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本博物館協議会規則の書面審議に関し具体的な回答方法及び手順に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるも

のである。

これが、この議案を提出する理由である。

改正後（案）	現行	備考
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本博物館条例（昭和28年11月7日条例第61号）に定めるもののほか、熊本博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（書面審議）</p> <p>第4条 会長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を各委員に回付し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「会長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>（庶務）</p> <p>第5条 協議会の庶務は、熊本博物館において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本博物館条例（昭和28年11月7日条例第61号）に定めるもののほか、熊本博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（書面審議）</p> <p>第4条 会長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、<u>意見を求める</u>ことをもって会議に代えることができる。</p> <p>2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>（庶務）</p> <p>第5条 協議会の庶務は、熊本博物館において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>	<p>※ 書面審議の回答手段については、主に</p> <p>① 文書の郵送によるもの</p> <p>② 文書の手渡しによるもの</p> <p>③ 電子メールの送付によるもの</p> <p>などが考えられる。</p> <p>※ たとえ賛成でも反対でもない場合であっても、無回答である旨の回答を求める。（つまり、何の回答も提出しなかった委員については、出席したものとみなさず、報酬も支払わない。）</p> <p>※ 委員の出席日と会議の開催日の不一致を避けるため、期日内に回答した委員については、期日に出席したものとすることとし、会議の開催日は期日とすることとする。</p>

この規則は、公布の日から施行する。